

## 平成29年度後期高齢者医療保険料収納率が、府内平均を下回っていた市の 収納率向上に向けた改善計画について

平成29年度 収納率			
府内の平均を下回って いた9市の平均収納率	99.12%	府内全体の収納率	99.25%
【参考】平成29年度府内全体の目標収納率		99.28%	
収納対策の取組みにおける問題点			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者自身で納付管理が困難な者の滞納件数が多く見受けられ、賦課内容や納付手法を理解してもらうことに苦慮している。</li> <li>・ 年齢到達によって後期の被保険者資格を有した際に、それまで口座振替により国保料を納付していた者も新たに後期分として口座振替の申し込みが必要となること、また、国保料が年金特別徴収であった者も一旦納付書による自主納付になってしまうことからそれらの保険料が納付されずに未納となってしまう。あわせて、このような初期未納者へ、当内容や制度を正確に理解してもらうための説明手法にも苦慮している。</li> <li>・ 年金天引き又は口座振替が開始されるまでの納付忘れが主な原因とされる5万円未満の滞納者が、現在、全体の76%強を占めており、これらの初期滞納者に対する早期の対策が必要と感じている。</li> <li>・ 国保料では可能であったコンビニでの納付書納付が後期では対応できていない。</li> <li>・ 過去の国保料や市税を含めた市債権の滞納が別があり、後期保険料の現年度分の収納に至っていないことから、それらの滞納を含め、高額となった債務をいかに解消させていくかの対応に苦慮している。</li> <li>・ 年金特別徴収の要件に合致しない者が増加している。特別徴収率が収納率上位市町村と比べて低い。</li> <li>・ 市の組織体制は、市税、国民健康保険料そして保育料も含めた1つの担当課がそれらの徴収を担っていることから、取扱額の大きくない後期保険料の優先順位がどうしても低くなってしまふ。</li> <li>・ 被保険者数の増に比例して未納件数も増加してきているが、徴収業務の担当職員数は現状維持が精いっぱいであり、恒常的なマンパワー不足である。</li> <li>・ 居所不明者が多く、住民情報担当課に職権削除の依頼を行うも、処理件数が多く削除が追いついていない。</li> <li>・ 財産調査の結果、支払い資力がないと判断できたが、生活保護等の受給要件にも当てはまらない若しくは申請手続きをする意思がない被保険者に対し、どう対応していくべきか悩むことが多い。</li> <li>・ 年金担保貸付を受けている被保険者について、担保貸付終了後新たに貸付を受けることが多く、未収金回収が困難である。</li> </ul>			
平成30年度に実施する新たな収納対策の取組み			
<p><b>○ 初期滞納の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金特別徴収の割合が低下していることから、75歳年齢到達者に対し口座振替申込書を発送する。また、ペイジーシステムを利用し納付相談の機会を捉え口座振替を勧奨する。</li> <li>・ 7月本算定時及び年齢到達者への納入通知時に、口座振替依頼書を同封する。</li> <li>・ 年齢到達等により国保から後期へ移行する者で、国保加入時に口座振替をしていた者へ、後期制度へ口座振替が引き継げない旨の文書を送付し、後期制度での口座振替手続きを促す。</li> <li>・ コールセンターより、年齢到達で資格取得する者に口座振替の電話勧奨を行うとともに、口座振替申請については徴収員と連携し自宅訪問等を行うことで、速やかに口座振替手続きが完了できる仕組みを構築。</li> <li>・ 初期未納の早期解消強化策として、コールセンターによる納付勧奨や訪問収納等を強化する。</li> </ul>			
<p><b>○ 民間事業者等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コールセンターや納付書等投函員を活用した催告の実施。</li> <li>・ 初期滞納者の解消を図るため、現年度滞納保険料を主とした訪問催告(委託)を実施(平成30年9月～平成31年1月・訪問予定800件)。</li> </ul>			

## ○ 徴収方法の見直し等

- ・ 休日相談の実施(年8回)、夜間催告の実施(8月～3月・月2回)。
- ・ 生活困窮者について、生活状況等によっては自立支援や福祉のケースワーカーに引継いでいくとともに、滞納者の実情や今後の方向等を見極めることにより、執行停止処理をはじめ適正な滞納債権管理を行う。
- ・ 平成31年4月と5月に、臨戸訪問による納付勧奨及び徴収を強化。
- ・ 口座振替不能による滞納保険料がある被保険者に対し、一定要件を満たせば年金特別徴収に戻していく。
- ・ 短期被保険者証の交付時を確実に納付交渉の機会に結びつけていく。

## ○ 滞納処分の強化・実施

- ・ 滞納処分(差押)の的確な実施。
- ・ 滞納整理システムを活用した分納誓約等の履行管理・滞納処分等の強化。
- ・ 随時催告書および現年催告書の送付後に連絡等がなかった場合は、「差押予告」を記した催告書を送付するとともに財産調査を実施する。換価財産が判明した場合で、その後も納付相談に応じなかった等、一向に進展が見られないと判断された場合は速やかに滞納処分(差押え)を執行していく。

## ○ 組織体制等の強化

- ・ 滞納額が20万円以上かつ徴収困難である滞納債権に関しては、市債権の整理回収を担当している部署へ移管し、専門的知識に長けた職員が以降の滞納処分を行使していく。
- ・ 窓口となる区での認識向上と取組み強化のための区ヒアリングを実施し、収納率の高い区のノウハウを共有する場を設ける。
- ・ 被保険者の増加にあわせ徴収業務担当職員を1名増。
- ・ 国税や府税の経験のあるアドバイザーを任期付再任用職員として雇用し体制強化を図る。
- ・ 税や国民健康保険等の部署で構成する収納対策会議で、滞納対策の取り組み等の情報共有を図る。